（様式第２号）

他目的使用契約書

　管理者会津宮川土地改良区（以下「甲」という。）と他目的使用者（以下「乙」という。）は、甲が管理する土地改良施設（以下「施設」という。）を、定款第４条第３項の規定に基づき、乙に使用させることについて、次のとおり契約を締結する。

第１条　甲は、甲の管理する施設をその本来の用途または目的を妨げない限度において、乙に使用させるものとする。

第２条　甲が乙に使用させる施設は、次のものとし、別添図面のとおりとする。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種　目 | 種　類 | 所　在 | 構 造  規 模 | 数　量 | 使用に係る施設の範囲 |
|  |  |  |  |  |  |

第３条　甲は、前条の施設を次の用途または目的及び方法により乙に使用させるものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 用途又は目的 | 使用の方法 |
|  |  |

注）　使用に係る施設の範囲、使用の方法について必要があるときは、図面に明示すること。

　　２　乙は、前条の施設を前項以外の用途または目的及び方法に使用してはならないものとする。

第４条　使用期間は、令和　 年 　月 　日から、令和　 年　 月　 日までとする。

第５条　使用料は、年　　　　　円とする。

第６条　乙は、令和　　年　　月　　日から、令和　　年　　月　　日までの使用料金を甲の発行する納入告知書により、指定する期日までに納入するものとする。

第７条　乙は、第３条第１項の使用の方法について変更しようとするときは、甲に協議し、その指示を受けるものとする。

第８条　乙は、当該使用により甲の管理する施設に損害を与え、または与えるおそれがあるときは、甲の指示により乙の負担において必要な措置を講じるものとする。

第９条　乙は、第４条に規定する期間が満了したとき、または他目的へ使用する必要がなくなったときは、速やかに他目的への使用に係る施設を原形に復し、甲の検査を受けるものとする。

第10条　甲は、乙がこの契約に定められた事項に違反したときは、この契約を解除し、これにより生ずる損害の賠償を乙に請求するものとする。

第11条　この契約に定められた事項について疑義が生じたとき、またはこの契約を変更する必要が生じたときは、定款及び関係規程の定めるところによるほか、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

　　　　上記契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ各1通を保持するものとする。

　　令和　　年　　月　　日

　　　　管理者甲　住　所　福島県大沼郡会津美里町字油田１５４５

　　　　　　　　　　　　　　　名　称　会津宮川土地改良区

　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　理事長　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　他目的使用者乙　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印